

(案)

新産業創出に向けた企業立地支援事業に関する基本協定書

東京都（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、新産業創出に向けた企業立地支援事業実施要綱に基づき実施する用地・物件情報の収集及び提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、都内に立地を希望する企業が必要とする用地及び物件の情報を甲と乙が相互に連携して収集及び提供することにより、事業への円滑な参加申請及び企業の立地促進を図ることを目的とする。

(連携内容)

第2条 甲及び乙は第1条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 都内に立地を検討する企業への用地・物件情報提供に関すること
- (2) 都内に立地を検討する企業の相談に関すること
- (3) 事業説明会、企業立地セミナー、相談会等の開催に関すること
- (4) その他、甲及び乙が協議し必要と認めること

(連携・協力の方法)

第3条 甲及び乙は、本協定の目的達成のため必要に応じて協議を行い、具体的施策を調整のうえ、次の事項のとおり実施する。

- (1) 本協定に基づき実施する事業等の役割分担、実施手順等は、個別に取り決めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、連携の推進に必要な情報を相互に提供し、円滑な実施に努める。
- (3) 提供された情報は、本協定の目的の範囲内でのみ使用する。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。本協定の有効期間が満了し、又は本協定が解除された後も同様とする。

(協定の有効期間)

第5条 協定期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までの期間とする。

- 2 期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから何ら申し出がなく、かつ、この協定に定めたものと同様の内容で更新する場合には、協定の締結をすることなく更に1

(案)

年更新されたものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲はこの協定を直ちに解除することができる。

(1) 公益上の見地から本協定を解除する必要が生じたとき。

(2) 本協定に基づく事業の執行上、甲が関与する事業として乙にふさわしくない行為があったとき。

3 前項の規定に基づき、甲が本協定を解除したことにより乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

(甲) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事

〇〇 〇〇

(乙) 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
株式会社〇〇〇
代表取締役

〇〇 〇〇